

東京証券取引所の取引時間延伸に伴うデリバティブ市場の取引時間変更に係る 業務規程等の一部改正について

2023年9月22日
株式会社東京商品取引所

I. 趣旨

当社は、業務規程等の一部改正を行い、2024年11月5日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、東京証券取引所の取引時間延伸に伴うデリバティブ市場の取引時間変更等について、所要の対応を行うものです。

II. 改正概要

1. デリバティブ市場の取引時間変更

(1) 取引時間

- ・ 日中立会について、ザラバ取引の終了時刻を午後3時40分に変更し、引板合わせを午後3時45分に行います。当該変更に伴い、立会外取引の申出時間を午後4時30分までとします。
- ・ 夜間立会について、寄付板合わせを午後5時に行うこととし、ザラバ取引の開始時刻を午後5時に変更します。当該変更に伴い、立会外取引の申出時間を午後4時45分からとします。なお、電力先物取引については、夜間立会のザラバ取引の終了時刻は午後6時55分、引板合わせの実施は午後7時とし、それぞれ現行どおりとします。

2. その他

- ・ その他、所要の改正を行うものとします。

(備考)

- ・ 業務規程第5条
- ・ 立会外取引実施細則第3条

III. 施行日

- ・ 2024年11月5日から施行します。ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、2024年11月5日に施行することが適当でないと当社が認める場合には、当該日以後の当社が定める日から施行します。

以上